

# 宮城県松くい虫防除対策協議会

日 時：令和3年11月19日（金）  
午後3時から午後4時30分  
場 所：宮城県自治会館 200会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
  - (1) 宮城県防除実施基準の変更（案）について
  - (2) 令和4年度農林水産大臣命令の区域（案）について
- 4 情報提供  
県内の松くい虫防除の取組とその他森林病虫害等被害の現状について
- 5 その他
- 6 閉会

## 宮城県松くい虫防除対策協議会 出席者名簿

令和3年11月19日

		職 名	出席者氏名	備 考
1	委 員	石巻市長	(代)佐藤 政孝	産業部農林課 課長
2		松島町長	(代)熊谷 清一	副町長
3		東北森林管理局仙台森林管理署 署長	清水 俊二	
4		宮城県森林組合連合会 代表理事専務	浅野 浩一郎	
5		宮城県農業協同組合中央会 常務理事	(代)柳田 秀彦	総務部長
6		宮城県養蜂協会 会長	石塚 武夫	
7		宮城県漁業協同組合 専務理事	平塚 信正	
8		食・緑・水を創る宮城県民会議 会長	(代)佐藤 修	副会長
9		宮城県森林整備事業協同組合 代表理事	(代)佐藤 俊政	守屋木材株式会社大衡工場長
10		宮城県森林組合組合長会 会長	齋藤 司	
11		石巻地方松くい虫防除推進会 会長	大内 伸之	欠席
12		日本樹木医会宮城県支部 支部長	後藤 昭浩	
13		宮城県環境生活部 部長	(代)江刺 ひろ子	自然保護課総括課長補佐兼 環境対策課技術補佐
14		宮城県水産林政部 部長	佐藤 靖	欠席
15		宮城県林業技術総合センター 所長	齋藤 和彦	
16	事務局	宮城県水産林政部森林整備課 課長	大信田 知英	
17		宮城県水産林政部森林整備課 副参事兼総括課長補佐	鞠古 俊洋	
18		同 総括課長補佐	大類 清和	
19		同 森林育成班 技術主幹(班長)	辻 龍介	
20		同 森林育成班 技術主査(副班長)	菅原 真明	
21		同 森林育成班 技師	本田 ありさ	

# 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領

## (設置)

第1条 松くい虫被害のまん延を防止し、もって森林資源の保護と森林の持つ公益的機能を保全するために行う松くい虫被害対策の適正かつ円滑な実施に資するため、宮城県松くい虫防除対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 協議会は、会長及び副会長並びに委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 環境生活部長
- (2) 水産林政部長
- (3) 林業技術総合センター所長
- (4) 仙台森林管理署長
- (5) 石巻市長
- (6) 松島町長
- (7) 宮城県森林組合連合会代表理事専務
- (8) 宮城県森林組合組合長会会長
- (9) 宮城県農業協同組合中央会常務理事
- (10) 宮城県養蜂協会会長
- (11) 宮城県漁業協同組合専務理事
- (12) 食・緑・水を創る宮城県民会議会長
- (13) 宮城県森林整備事業協同組合代表理事
- (14) 石巻地方松くい虫防除推進会長
- (15) 日本樹木医会宮城県支部長

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することを妨げない。

## (会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の事務を統轄し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 宮城県防除実施基準の策定又は変更に関し必要な事項
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関し必要な事項
- (3) 樹種転換促進指針の策定又は変更に関し必要な事項

- (4) 地区防除指針の策定又は変更に関し必要な事項
- (5) その他松くい虫被害対策に必要な事項

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、会長が主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会を開催することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(地区防除協議会の設置)

第6条 協議会の下に、必要に応じて各地方振興事務所ごとの地区松くい虫防除協議会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、水産林政部森林整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、昭和51年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、昭和55年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、昭和58年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月10日から施行する。



附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

# 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領

## (設置)

第1条 松くい虫被害のまん延を防止し、もって森林資源の保護と森林の持つ公益的機能を保全するために行う松くい虫被害対策の適正かつ円滑な実施に資するため、宮城県松くい虫防除対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 協議会は、会長及び副会長並びに委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 環境生活部長
- (2) 水産林政部長
- (3) 林業技術総合センター所長
- (4) 仙台森林管理署長
- (5) 石巻市長
- (6) 松島町長
- (7) 宮城県森林組合連合会代表理事専務
- (8) 宮城県森林組合組合長会会長
- (9) 宮城県農業協同組合中央会常務理事
- (10) 宮城県養蜂協会会長
- (11) 宮城県漁業協同組合専務理事
- (12) 食・緑・水を創る宮城県民会議会長
- (13) 宮城県森林整備事業協同組合代表理事
- (14) 石巻地方松くい虫防除推進会長
- (15) 日本樹木医会宮城県支部長

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することを妨げない。

## (会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の事務を統轄し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 宮城県防除実施基準の策定又は変更に関し必要な事項
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関し必要な事項
- (3) 樹種転換促進指針の策定又は変更に関し必要な事項

- (4) 地区防除指針の策定又は変更に関し必要な事項
- (5) その他松くい虫被害対策に必要な事項

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、会長が主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会を開催することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(地区防除協議会の設置)

第6条 協議会の下に、必要に応じて各地方振興事務所ごとの地区松くい虫防除協議会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、水産林政部森林整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、昭和51年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、昭和55年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、昭和58年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 宮城県松くい虫防除対策協議会の概要

### 1 設置の位置付け

森林資源の保護及び森林のもつ公益的機能の保全に資するため、松くい虫被害対策に必要な事項の策定又は変更について、関係行政機関、農林水産業関係者及び環境の保全に関する有識者等で構成された委員の意見を聴くために設置するもの。

→ 当協議会の意見を踏まえて作成した案に対し、関係市町村長の意見を聴いた上で、宮城県森林審議会森林保護部会に諮問する。

### 2 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領で定める協議事項

#### ① 宮城県防除実施基準の策定又は変更に関し必要な事項

→ 協議事項 1 「宮城県防除実施基準の変更（案）について」

② 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関し必要な事項（該当なし）

③ 樹種転換促進指針の策定又は変更に関し必要な事項（該当なし）

④ 地区防除指針の策定又は変更に関し必要な事項（該当なし）

#### ⑤ その他松くい虫被害対策に必要な事項

→ 協議事項 2 「令和4年度農林水産大臣命令の区域（案）について」

(参考)

項目	概要	手続きの種類	当協議会への協議	
			要	不要
宮城県防除実施基準	ヘリコプターによる薬剤散布が実施可能な森林の区域や、実施の際の留意事項等を定めたもの。	策定または変更	○	
対策対象松林 (県指定)	高度公益機能森林の区域 保安林等の公益的機能の高い松林の区域を定めたもの。	区域の変更 上記うち、松林の消失に伴う区域の解除	○	○
	被害拡大防止森林の区域 高度公益機能森林の周辺にあり樹種転換を促進する区域を定めたもの。	区域の変更 上記うち、松林の消失に伴う区域の解除	○	○
樹種転換促進指針	樹種転換に係る施業に関する事項や、樹種転換の促進を図る上で森林組合等の果たす役割等を定めたもの。	策定または変更	○	
地区防除指針	市町村が行う自主防除措置の対象となる松林の基準に関する事項や、留意事項を定めたもの。	策定または変更	○	
農林水産大臣命令の区域	被害最先端地域に対する農林水産大臣からの駆除命令を受け実施する事業(搬出を伴う駆除、くん蒸による駆除、樹幹注入等)の対象地域を定めたもの。	区域の決定	○	

○ 今回該当

## 協議事項に関する関係法令等（抜粋）

### （１）宮城県防除実施基準の変更について

<根拠法令>

○ 森林病虫害等防除法第7条の3第1項
都道府県知事は、（～略～）防除実施基準に従って、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準（以下「都道府県防除実施基準」という。）を定め、又はこれを変更しなければならない。
○ 森林病虫害等防除法第7条の3第3項
都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

<根拠通知>

○ 平成9年4月7日付け9林野造第103号 「森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準の運用に関する留意事項並びに都道府県防除実施基準の策定について」
2（1） 事前に（～略～）必要な関係部局と連絡協議の上、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする <u>連絡協議会の意見を聴いて都道府県防除実施基準案（変更案）を作成する。</u>
2（3） 都道府県防除実施基準案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。

### （２）令和4年度農林水産大臣命令の区域（案）について

<根拠法令>

○ 宮城県森林審議会規程（抜粋）
第8条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。 3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。 一 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第1項第4号（樹幹注入）及び同条第2項（特別伐倒駆除）の規定による命令、（～略～）に関する事。
○ 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領（抜粋）
（協議事項） 第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 （1）～（4） 略 （5） <u>その他松くい虫被害対策に必要な事項</u>
※ 上記の審議会審議事項について、宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領第4条に基づき、 <u>「（5）その他松くい虫被害対策に必要な事項」の中で協議することとしている。</u>

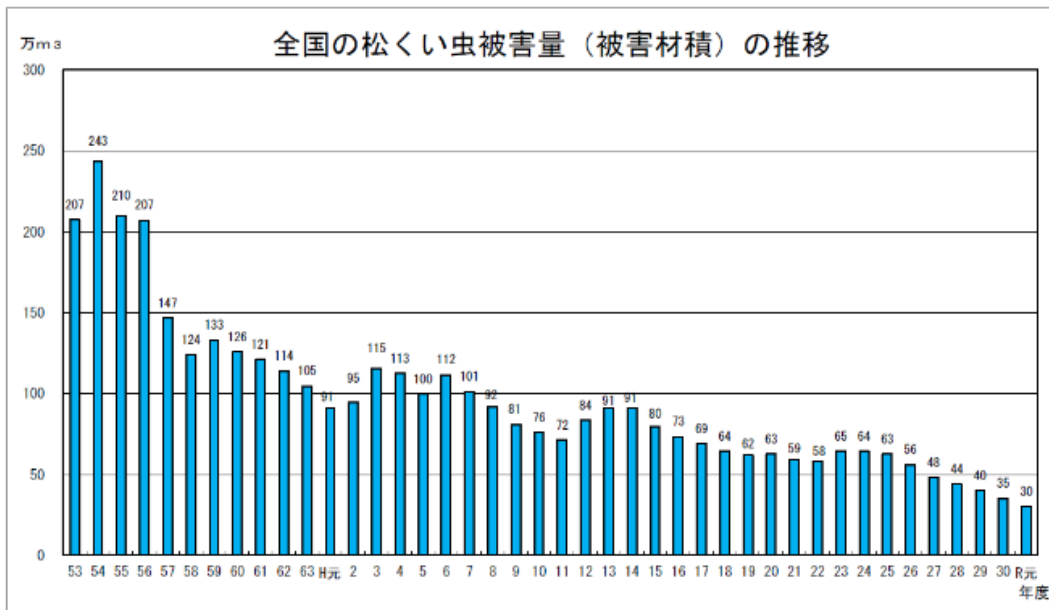
宮城県松くい虫被害の現状について

1 松くい虫被害量（私有林）

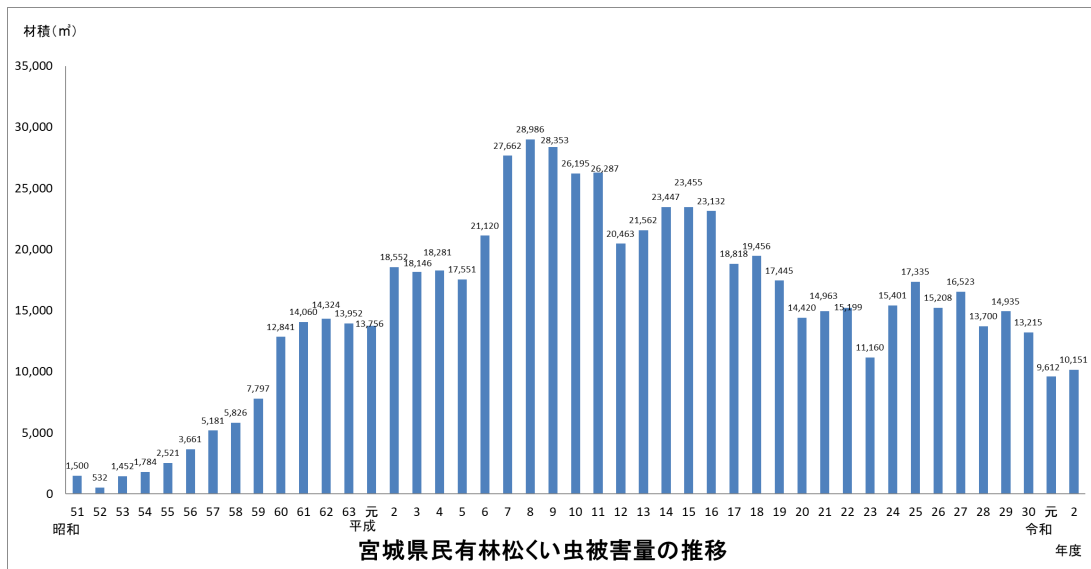
全国： R1 272.1 千m<sup>3</sup> → R2 268.0 千m<sup>3</sup>（前年比 98%）

宮城県： R1 9.6 千m<sup>3</sup> → R2 10.2 千m<sup>3</sup>（前年比 106%）

- ・昭和 50 年に石巻市で発生
- ・被害のピークは平成 8 年度の 28,986 m<sup>3</sup>
- ・令和 2 年度の被害量は 10,151 m<sup>3</sup>（前年度比 106%）
- ・特別名勝「松島」地域の R2 被害量は 3,990 m<sup>3</sup>と県内の被害の約 4 割



引用：林野庁資料(R2)



## 2 現在実施している取組

### ・伐倒駆除

適期：10～2月（遅れる場合羽化脱出前（6月）まで

当年度被害木を中心に駆除処理を実施し，マツノマダラカミキリの繁殖を防止。

くん蒸処理，破砕処理，へり搬出処理など実施。



### ・特別防除（空中散布）

適期：6月（羽化脱出前）

広範囲かつまとまったマツ林であり，周囲への散布の影響が少ない箇所を実施。

マツノマダラカミキリの食害を予防する。



### ・地上散布

適期：6月（羽化脱出前）

周囲への散布への影響があり，空中散布が困難なまとまったマツ林で実施。

マツノマダラカミキリの食害を予防する。



### ・樹幹注入

適期：11月～2月

薬剤の注入により確実に単木単位で予防する。

薬剤散布と比べてコストが高いため，実施箇所の精査が必要。



### ・生立木除去

被害拡大防止森林など感染源を取り除き，樹種転換を図る



### ・植栽

被害木処理をした跡地の景観再生のために実施する。

### ・被害材搬出・利用

特別名勝「松島」地域等，景観対策として，

過去にくん蒸処理した被害木を撤去する。





## 民有林における都道府県別松くい虫被害量（被害材積）の推移

（単位：千m<sup>3</sup>）

区分	年度	H28	H29	H30	R元	R2	対前年度比
北海道		—	—	—	—	—	—
青森県		0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	222%
岩手県		31.6	29.7	30.0	28.0	22.5	80%
宮城県		13.7	14.9	13.2	9.6	10.2	106%
秋田県		16.9	10.8	9.2	8.7	7.2	83%
山形県		26.5	19.9	17.7	15.2	12.5	82%
福島県		30.3	30.0	32.4	30.6	30.0	98%
茨城県		4.3	5.4	5.6	3.3	2.9	87%
栃木県		8.6	7.2	6.8	6.3	6.0	95%
群馬県		7.7	6.3	5.4	4.4	3.0	67%
埼玉県		0.1	0.0	—	—	0.0	皆増
千葉県		1.2	1.3	0.6	0.4	1.1	253%
東京都		0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	4758%
神奈川県		0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	70%
新潟県		7.0	3.7	2.9	4.1	3.0	73%
富山県		0.9	0.5	0.3	0.4	0.7	162%
石川県		5.3	4.3	3.6	4.0	4.8	121%
福井県		3.6	2.3	2.2	1.7	1.3	78%
山梨県		5.8	5.0	4.8	3.7	4.0	109%
長野県		73.1	74.0	72.0	70.4	64.0	91%
岐阜県		0.7	0.4	0.3	0.6	0.5	75%
静岡県		6.4	6.7	8.5	6.8	7.2	106%
愛知県		1.2	0.9	0.8	0.9	0.8	93%
三重県		2.2	2.1	2.1	0.8	0.3	38%
滋賀県		1.2	0.9	0.7	0.5	0.4	86%
京都府		9.5	14.0	8.6	5.1	3.0	59%
大阪府		0.9	0.8	0.5	0.5	0.5	100%
兵庫県		3.7	2.7	2.8	1.6	2.0	125%
奈良県		0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	112%
和歌山県		0.3	0.4	0.5	0.8	1.4	174%
鳥取県		4.6	6.8	3.0	3.3	3.9	118%
島根県		11.2	9.8	8.1	2.9	2.9	100%
岡山県		3.8	3.4	3.0	4.2	4.1	98%
広島県		14.8	12.5	11.2	9.4	9.6	102%
山口県		20.0	18.8	17.6	14.1	14.0	99%
徳島県		0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	145%
香川県		12.1	6.1	5.5	5.7	5.3	93%
愛媛県		4.5	3.9	3.5	3.0	3.0	100%
高知県		0.1	0.1	0.3	0.2	0.1	50%
福岡県		4.5	4.3	4.8	1.5	3.2	221%
佐賀県		0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	133%
長崎県		1.7	5.9	14.0	11.3	26.5	234%
熊本県		0.2	0.3	0.5	0.4	0.5	118%
大分県		0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	86%
宮崎県		2.8	1.3	0.7	0.8	0.9	113%
鹿児島県		52.9	45.1	16.8	4.8	2.0	41%
沖縄県		4.5	2.3	1.2	0.7	0.6	92%
合計		402.3	366.5	323.4	272.1	268.0	98%

- 注1 都道府県からの報告による。  
 2 都道府県ごとに小数点以下第二位を四捨五入した。  
 3 四捨五入により合計と一致しない場合がある。  
 4 林野庁所管以外の国有林含む。  
 5 被害の発生していないものを「—」、50m<sup>3</sup>未満の被害が発生しているものを「0.0」としている。

# 令和2年度宮城県民有林松くい虫被害量

単位：本，m<sup>3</sup>

事務所	市町村	令和元年度		令和2年度		前年比 (%)	事務所	市町村	令和元年度		令和2年度		前年比 (%)	
		本数	材積	本数	材積				本数	材積				
大河原	白石市	146	92	546	346	374	栗原	栗原市 (旧築館町)	98	76	154	72	94	
	角田市	110	74	216	97	130		栗原市 (旧若柳町)	5	1	3	2	141	
	蔵王町	16	18			皆減		栗原市 (旧栗駒町)					-	
	七ヶ宿町	17	14	8	7	47		栗原市 (旧高清水町)	14	26	18	28	108	
	大河原町	9	11	9	9	82		栗原市 (旧鶯沢町)					-	
	村田町	50	40	113	53	132		栗原市 (旧一迫町)	17	26	10	10	38	
	柴田町	71	95	76	54	57		栗原市 (旧瀬峰町)					-	
	川崎町	13	12	13	11	96		栗原市 (旧金成町)	7	13	2	2	12	
	丸森町	418	230	1,264	679	295		栗原市 (旧志波姫町)	12	2	59	13	541	
計	850	587	2,245	1,255	214	栗原市 (旧花山村)			29	17	皆増			
仙台	仙台市	391	388	131	163	42	気仙沼	計	153	144	275	144	100	
	塩竈市	247	178	92	86	48		気仙沼市 (旧気仙沼市)	224	183	974	640	350	
	名取市	12	23	13	27	115		気仙沼市 (旧唐桑町)	481	449	205	200	45	
	多賀城市					-		気仙沼市 (旧本吉町)					-	
	岩沼市	104	72	75	66	91		南三陸町 (旧志津川町)	491	456	518	149	33	
	富谷市	15	20	16	18	89		南三陸町 (旧歌津町)			130	126	皆増	
	亘理町	104	77	109	82	106		計	1,196	1,088	1,827	1,116	103	
	山元町					-		登米	登米市 (旧迫町)	34	41	6	8	19
	松島町	1,394	1,433	1,073	1,201	84			登米市 (旧登米町)	23	18			皆減
	七ヶ浜町	864	612	610	653	107			登米市 (旧東和町)	208	133	136	113	85
	利府町	494	622	494	539	87			登米市 (旧中田町)	38	31	34	36	117
	大和町	258	63	163	46	74			登米市 (旧豊里町)	28	9			皆減
大郷町			42	13	皆増	登米市 (旧米山町)						-		
大衡村	214	191	26	24	13	登米市 (旧石越町)				13	12	皆増		
計	4,097	3,679	2,844	2,918	79	登米市 (旧南方町)	1		3			皆減		
北部	大崎市 (旧古川市)					-	東部	石巻市 (旧石巻市)	1,504	908	2,945	1,377	152	
	大崎市 (旧松山町)	8	10			皆減		石巻市 (旧河北町)	72	72			皆減	
	大崎市 (旧三本木町)					-		石巻市 (旧雄勝町)			57	32	皆増	
	大崎市 (旧鹿島台町)					-		石巻市 (旧河南町)	17	23	114	92	393	
	大崎市 (旧岩出山町)					-		石巻市 (旧桃生町)			10	15	皆増	
	大崎市 (旧鳴子町)	10	15			皆減		石巻市 (旧北上町)			6	4	皆増	
	大崎市 (旧田尻町)					-		石巻市 (旧牡鹿町)	1,115	394	1,985	819	208	
	加美町					-		東松島市 (旧矢本町)					-	
	色麻町	49	66			皆減		東松島市 (旧鳴瀬町)	2,967	1,944	2,200	1,511	78	
	涌谷町					-		女川町	781	448	896	698	156	
	美里町 (旧小牛田)					-		計	6,456	3,789	8,213	4,549	120	
	美里町 (旧南郷)					-								
	計	67	91	0	0	0								
県合計									13,151	9,612	15,593	10,151	106	

令和3年度松くい虫被害対策事業の一覧

作業種	県事業名	実施主体	補助率	対策対象松林				左以外森林	備考
				高度公益機能森林	地区保全森林	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林		
伐倒駆除	森林病害虫等防除事業費補助金	県	国庫:1/2	○	○	×	×	×	・東部、仙台管内で実施し、県庁発注、事務所監督 ・伐倒処理は不可
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	○	○	×	×	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ ・伐倒処理は不可
	林業・木材産業成長化促進対策交付金	県	国庫:1/2	○	○	×	×	×	・仙台管内で実施し、県庁発注、事務所監督 ・伐倒処理は不可
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	○	○	×	・国庫補助事業でできない処理、松林 ・伐倒処理も可
	森林育成事業(衛生伐)	県・市町村	国庫:1/2 県:1/5	○	○	×	×	×	・県実施分について上記補助事業と重複実施注意 ・高度公益機能森林及び地区保全森林で実施 ・伐倒処理も可
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	×	×	○	○	○	・国庫補助の対象とならない松林 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施)
特別防除及び地上散布	森林病害虫等防除事業	県・市町村	国庫:1/2 県:1/4	○	○	×	×	×	・特別防除(空中散布)は市町村受託し、県庁で一括発注(監督は事務所) ・地上散布の一部は市町村受託し、仙台地方振興事務所発注・監督 ・特別防除は宮城県防除実施基準に定める
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	×	×	×	・特別名勝以外の県所管松林
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業の対象外となった箇所を実施 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施) ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
樹幹注入	森林病害虫等防除事業	県・市町村	国庫:1/2 県:1/4	○	○	×	×	×	・前回実施した箇所を中心に必要最小限で実施
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	○	○	×	×	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業以外の県所管松林 ・地域で重要な松林で実施
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業の対象外となった箇所を実施 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施) ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
	マツ林景観保全事業	県	—	○	×	×	×	×	・地上散布を実施した箇所からの切り替え。
生立木除去	市町村振興総合補助金事業(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	×	×	○	○	○	・マツ生立木の伐採・集積 ・被害拡大防止森林、地区被害拡大防止森林及び周囲松林への感染源の恐れとなる松林が対象
松くい虫被害材搬出・利用	温暖化防止森林づくり推進事業(マツ林景観保全事業)	市町村	県:定額(標準単価以内)	○	○	○	○	○	・過去に伐倒駆除(くん蒸等)により処理し、景観対策のため、搬出が必要な被害材が対象
植栽	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・県管理地以外での抵抗性マツ植栽 ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
	温暖化防止森林づくり推進事業(マツ林景観保全事業)	市町村	県:定額	○	○	×	×	×	・抵抗性マツ植栽に関する補助
	マツ林景観保全事業	県	—	○	○	×	×	×	・県管理地での抵抗性マツ植栽

○協議事項 1

宮城県防除実施基準の変更（案）について

1 変更内容及び理由

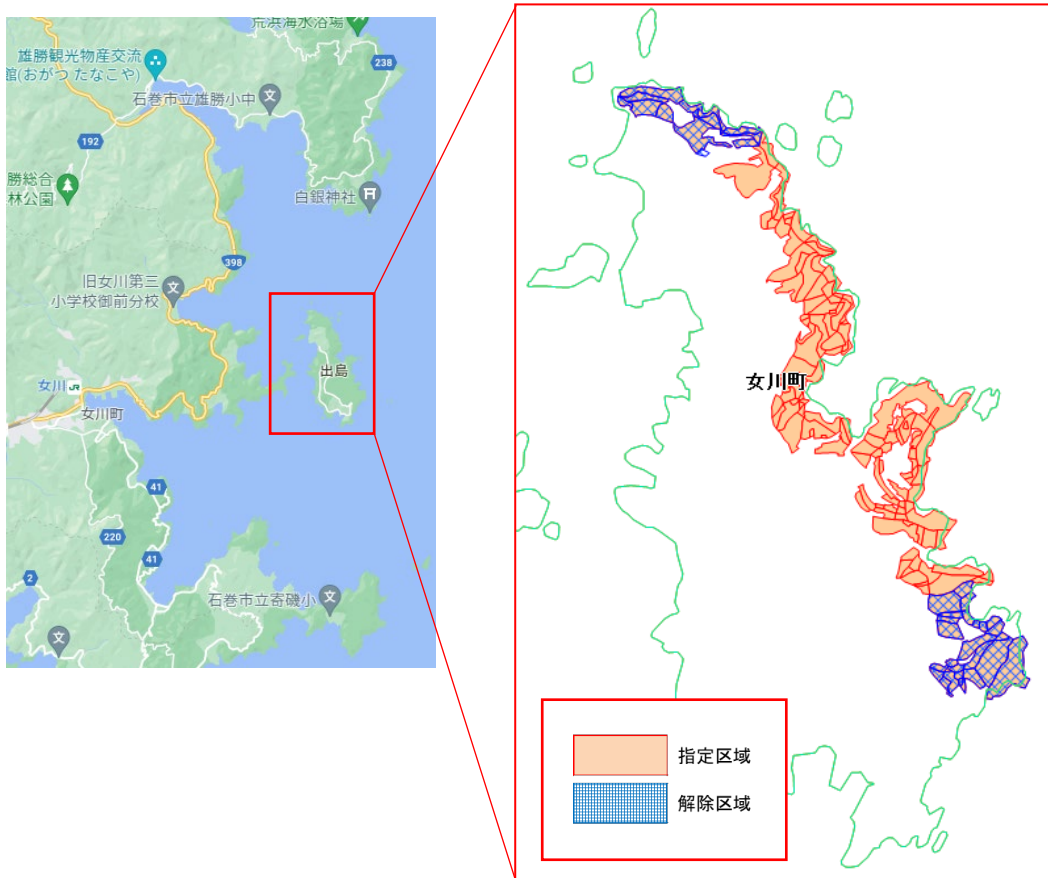
宮城県防除実施基準「1 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域」に定める区域を変更するもの。

【牡鹿郡女川町】

小班内のマツが減少し広葉樹林化が進んだため、以下の区域（3ha）について区域指定を解除する。

牡鹿郡女川町	130林班	イ-3-2,3-3,3-4,4,4-1,4-2,5,5-1,5-2,6,7 ロ-1
	135林班	イ-1,2,3,4,5,6,7,7-1,8,9,10,11,12,13,14 ロ-1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,26,28

2 変更区域位置図



Google マップ及び宮城県森林クラウドシステムの地形図を加工



3 解除区域の現況写真



区域変更対照表

変更後				変更前			
所在地		面積	区域	所在地		面積	区域
郡市名	町村名	(ha)		郡市名	町村名	(ha)	
牡鹿郡	女川町	34	130林班 ｲ-1,2,2-1,2-2,3,3-1  134林班 ｲ-1,1-1,2,3,4,4-1,4-2,5,5-1,6,6-1,7 ｳ-1,1-1,1-2,2,3,3-1,3-2,4,5,5-1,5-2,6,7,7-1 ｴ-7-2,8,8-1,9,9-1,9-2,10,11,11-1,12,12-1 ｴ-12-2,13,14,15,16,16-1,17,17-1,17-2 ｵ-1,1-1,2,2-1,3,4,6,6-1,6-2 ｶ-9,9-1,9-2,10,10-1,10-2,11,12,13,13-1,14 ｻ-15,16,17,18,18-1,19,20,21,22,22-1,23,23-1 ｼ-24,24-1,25,26,26-1,27,28,29,29-1,30,30-1 ｼ-31,32 ｴ-1,1-1,2,3,4 ｴ-1,1-1,1-2,1-3,1-4,2,2-1,2-5,3,4,5,6	牡鹿郡	女川町	37	130林班 ｲ-1,2,2-1,2-2,3,3-1,3-2,3-3,3-4,4,4-1,4-2,5 ｲ-5-1,5-2,6,7 ｴ-1 134林班 ｲ-1,1-1,2,3,4,4-1,4-2,5,5-1,6,6-1,7 ｳ-1,1-1,1-2,2,3,3-1,3-2,4,5,5-1,5-2,6,7,7-1 ｴ-7-2,8,8-1,9,9-1,9-2,10,11,11-1,12,12-1 ｴ-12-2,13,14,15,16,16-1,17,17-1,17-2 ｵ-1,1-1,2,2-1,3,4,6,6-1,6-2 ｶ-9,9-1,9-2,10,10-1,10-2,11,12,13,13-1,14 ｻ-15,16,17,18,18-1,19,20,21,22,22-1,23,23-1 ｼ-24,24-1,25,26,26-1,27,28,29,29-1,30,30-1 ｼ-31,32 ｴ-1,1-1,2,3,4 ｴ-1,1-1,1-2,1-3,1-4,2,2-1,2-5,3,4,5,6 135林班 ｲ-1,2,3,4,5,6,7,7-1,8,9,10,11,12,13,14 ｴ-1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,26,28



## 協議事項2

## 令和4年度農林水産大臣命令の区域(案)について

## 1 事業概要

- ・農林水産大臣から命令を受け駆除を実施する。
- ・駆除については、林野庁と県が委託契約を締結し、県が実施する。

## 2 農林水産大臣命令区域の県の設定方針

- ・本県においては、太平洋沿岸部の被害最先端地域である気仙沼地域を対象に実施する。
- ・高度公益機能森林である。
- ・三陸復興国立公園、県立自然公園地域内にある重要なマツ林である。
- ・観光地など特に優先される地区である。

※設定区域に隣接する箇所については、随時、市や森林所有者との調整により区域の追加を図っていく。  
 なお、令和4年度区域については、竜舞崎地区の民有林1.49haについて追加する。



## 区域一覧

地区名	面積(ha)	地区の概要
舞根	44.86	県立自然公園内であり、区域付近にある九九鳴き浜の鳴り砂は天然記念物に指定されている。
亀山	72.08	三陸復興国立公園内であり、大島を代表する観光名所であり、区域にある十八鳴浜の鳴り砂は天然記念物に指定されている。
御崎	18.25	三陸復興国立公園内であり、唐桑半島を代表する景観地であり、オルレコースのスタート地点となっている。
竜舞崎	5.15 ※うちR4追加(1.49ha)	三陸復興国立公園内であり、大島を代表する観光名所である。クロマツ林の遊歩道と岩礁の景観が魅力となっている。
巨釜	5.93	三陸復興国立公園内であり、代表的なりアス式海岸が見られる唐桑半島を代表する景観地であり、オルレコースの中継地点となっている。
半造	7.20	三陸復興国立公園内であり、代表的なりアス式海岸が見られる唐桑半島を代表する景観地であり、オルレコースのゴール地点となっている。
合計	153.47	

※赤枠は今回変更になった箇所

# 令和4年度農林水産大臣命令の区域(案)

## 事業種類及び命令区域

- 第1項第1号(伐倒駆除)  
 第2項(特別伐倒駆除)
- ・舞根
  - ・亀山
  - ・御崎
  - ・竜舞崎(R4区域追加)
  - ・巨釜
  - ・半造 の6地区

【箇所1 舞根地区】  
 ・伐倒駆除  
 ・特別伐倒駆除





【箇所2 亀山地区】  
 ・伐倒駆除  
 ・特別伐倒駆除

【箇所3 御崎地区】  
 ・伐倒駆除  
 ・特別伐倒駆除

【箇所4 竜舞崎地区】  
 ・伐倒駆除  
 ・特別伐倒駆除

【箇所5 巨釜地区】  
 ・伐倒駆除  
 ・特別伐倒駆除

【箇所6 半造地区】  
 ・伐倒駆除  
 ・特別伐倒駆除

- 三陸復興国立公園 
- 県立自然公園 
- 高度公益機能森林 
- 大臣命令区域 

国土地理院の電子地形図を加工して作成

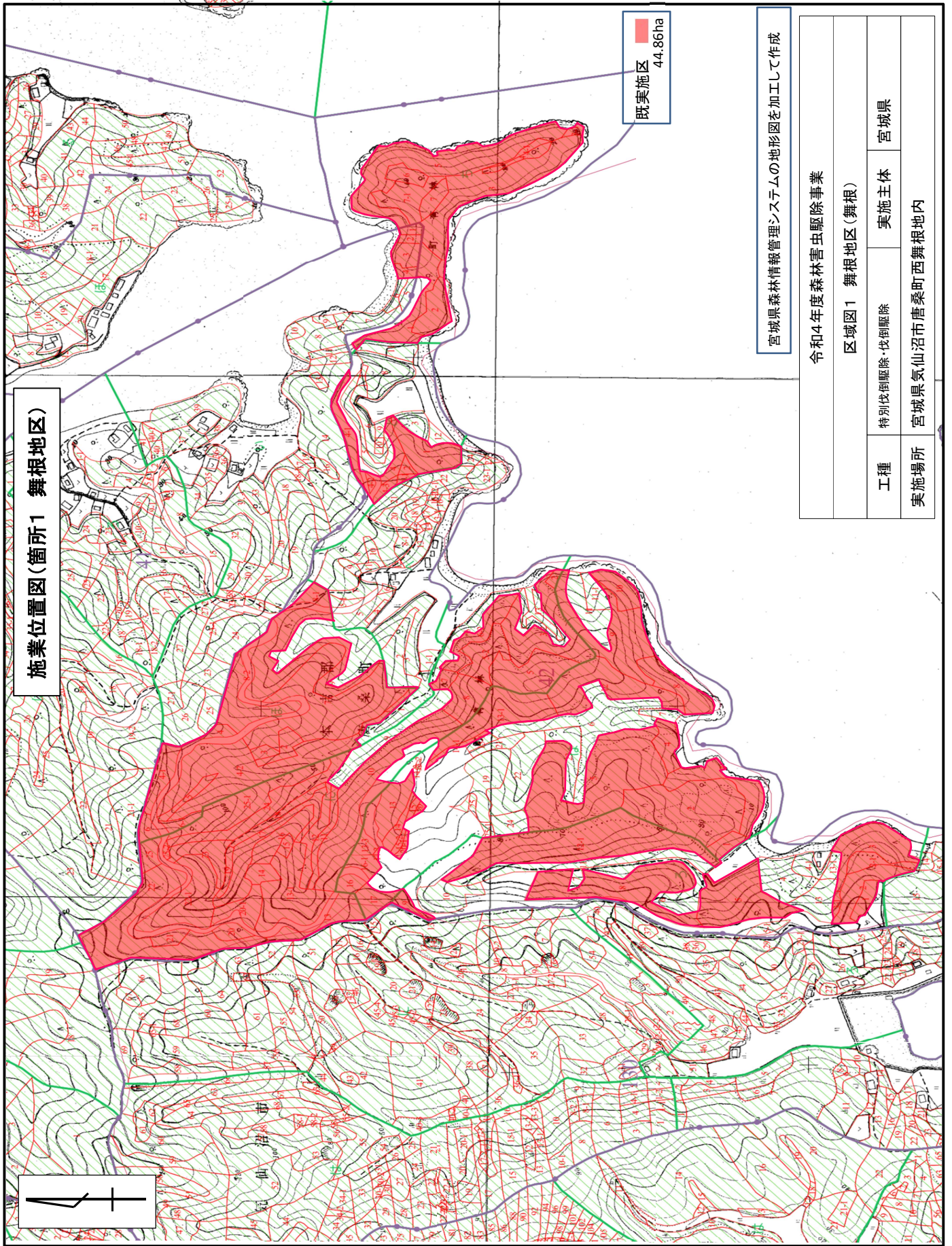
気仙沼市

令和4年度森林害虫駆除事業委託

要望箇所位置図

工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町西舞根地内 外5箇所		





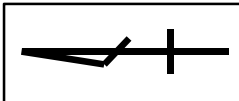
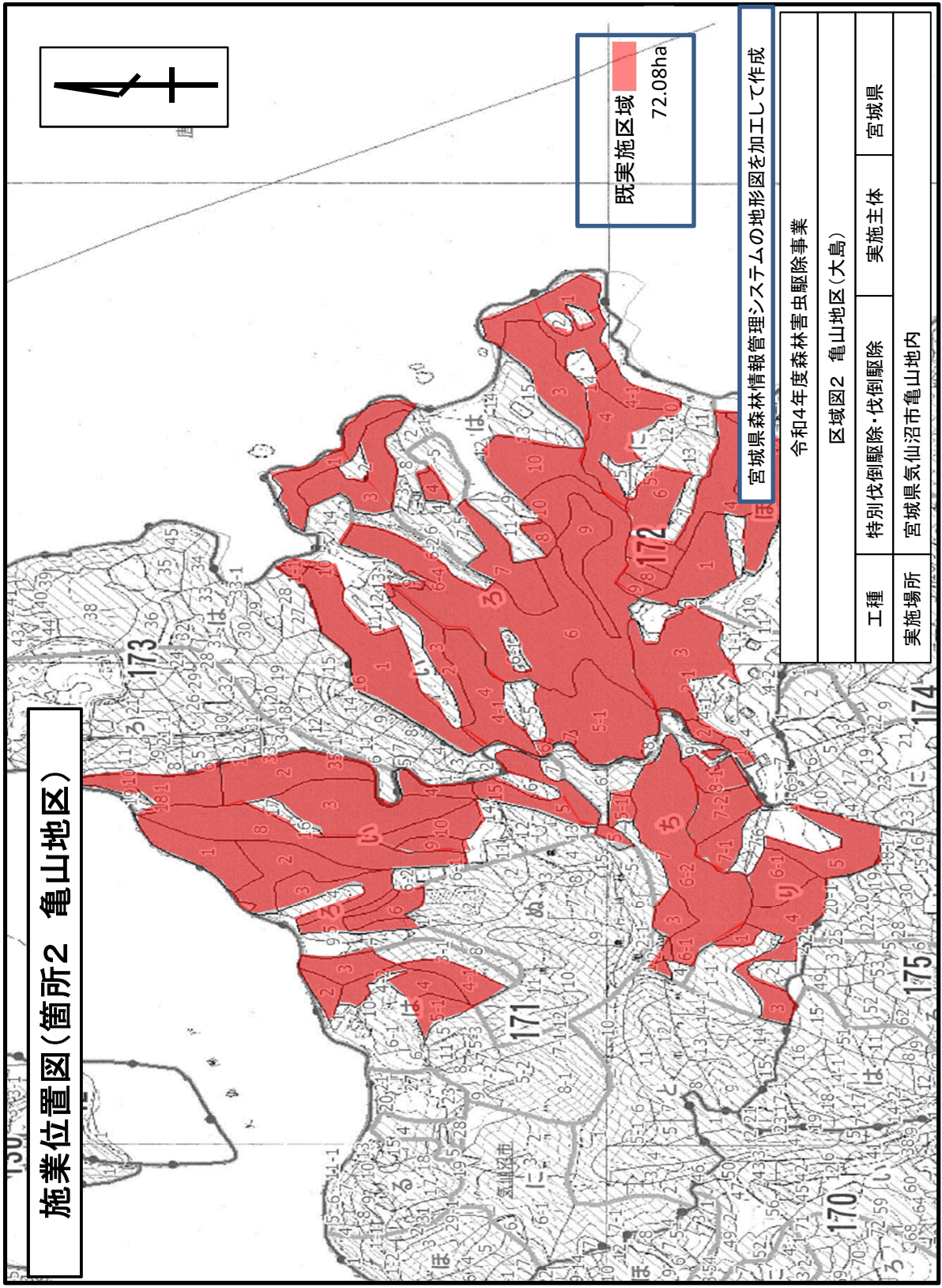
作業位置図(箇所1 舞根地区)

既実施区  
44.86 ha

宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和4年度森林害虫駆除事業			
区域図1 舞根地区(舞根)			
工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町西舞根地内		





既実施区域  
72.08ha

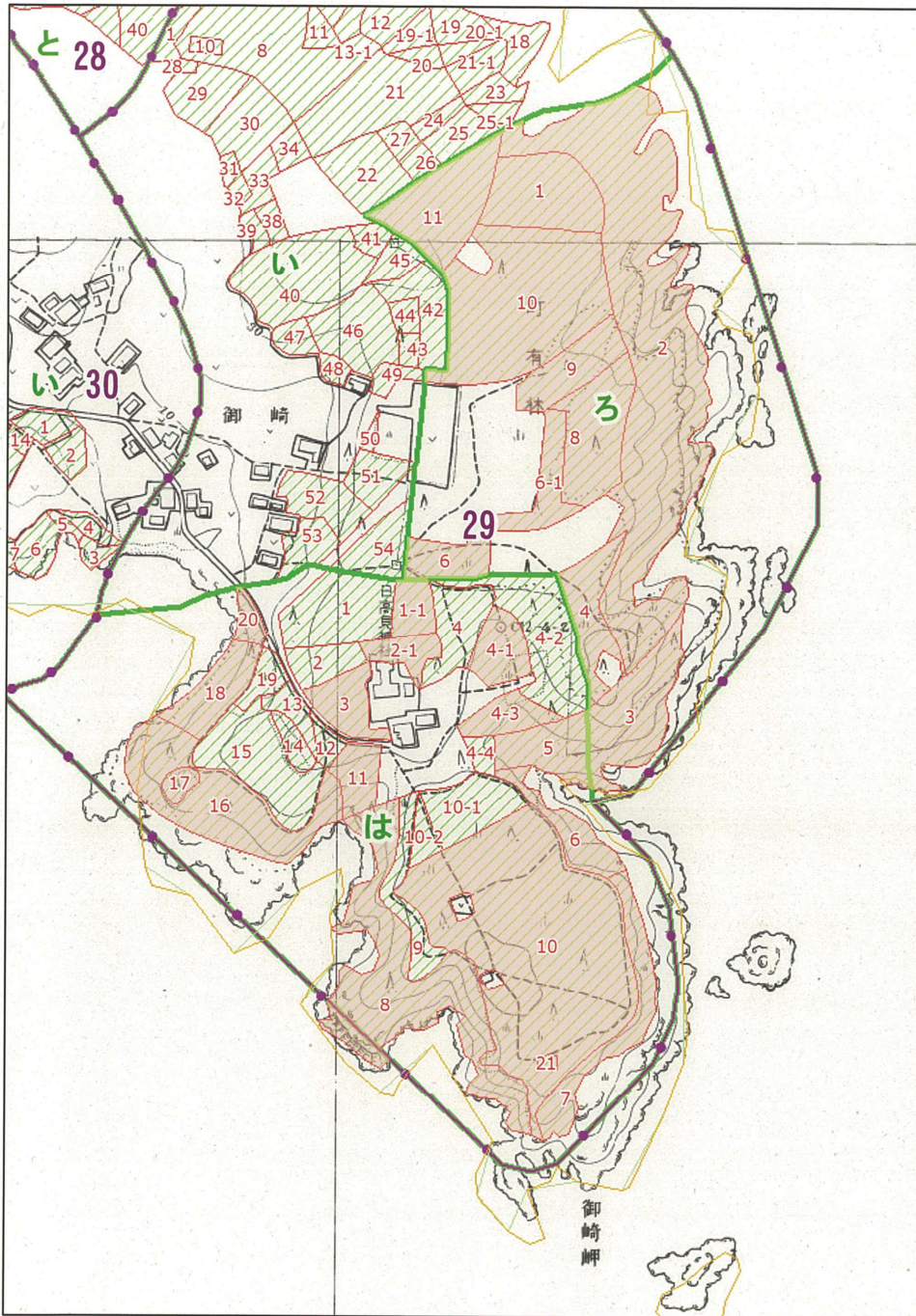
宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和4年度森林害虫駆除事業			
区域図2 亀山地区(大島)			
工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市亀山地区内		

作業位置図(箇所2 亀山地区)



# 施業位置図(箇所3 御崎地区)

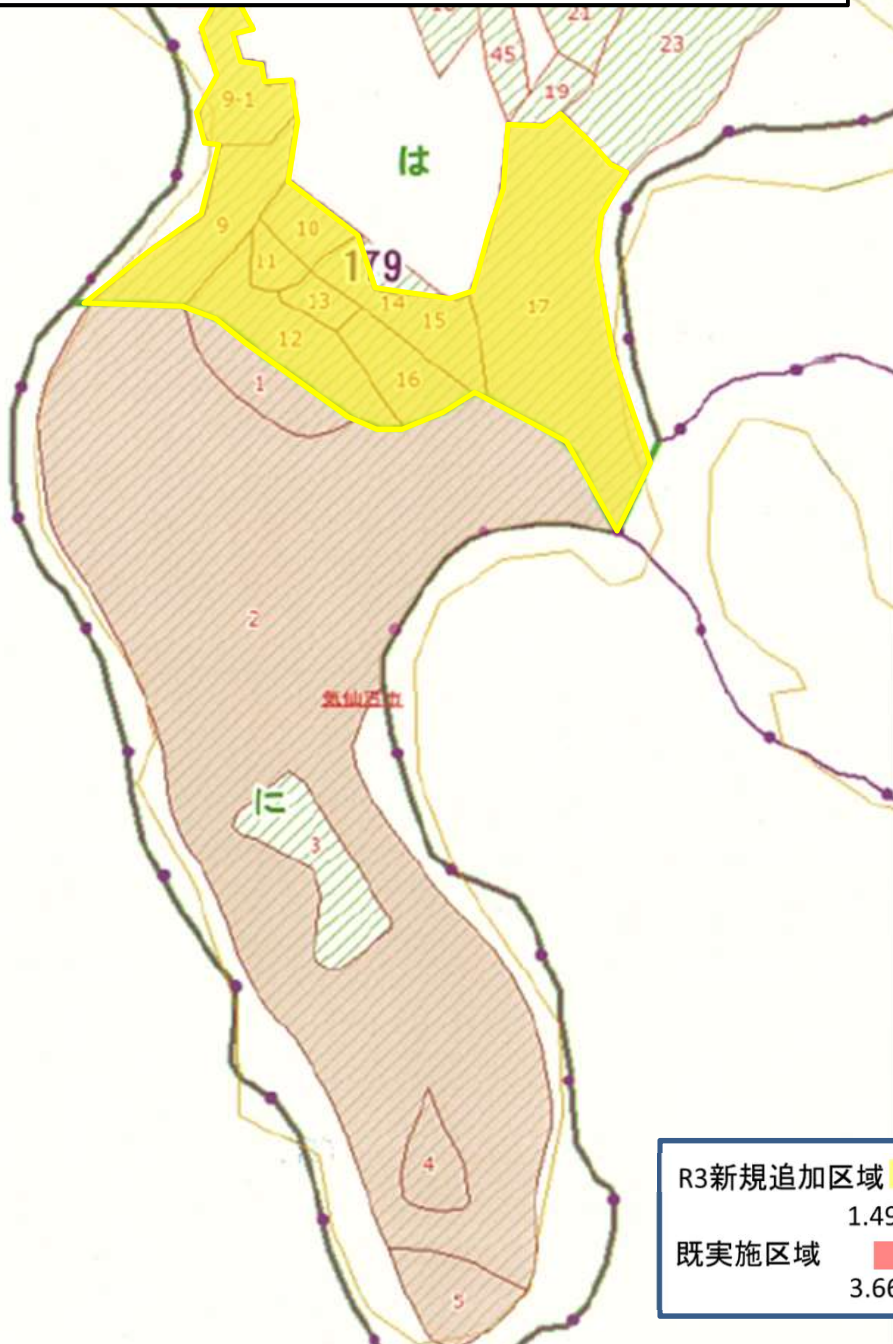
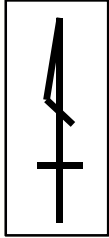


既実施区域 ■  
18.25ha

宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和4年度森林害虫駆除事業委託			
区域図3 御崎地区			
工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町小長根地内		

# 施業位置図(箇所4 竜舞崎地区)



宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

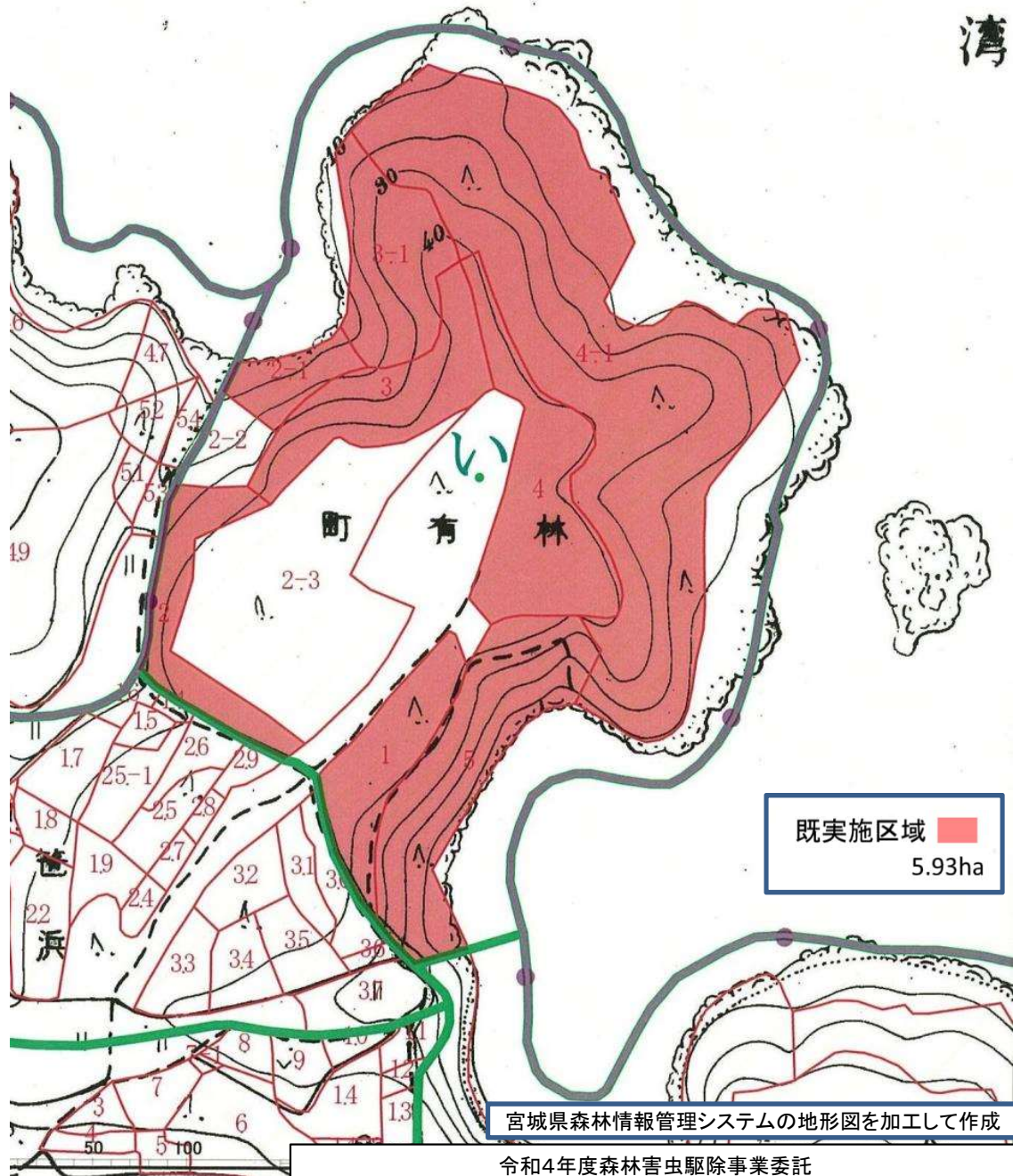
令和4年度森林害虫駆除事業委託			
区域図4 竜舞崎地区(大島)			
工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市横沼地内		



# 施業位置図(箇所5 巨釜地区)



湾

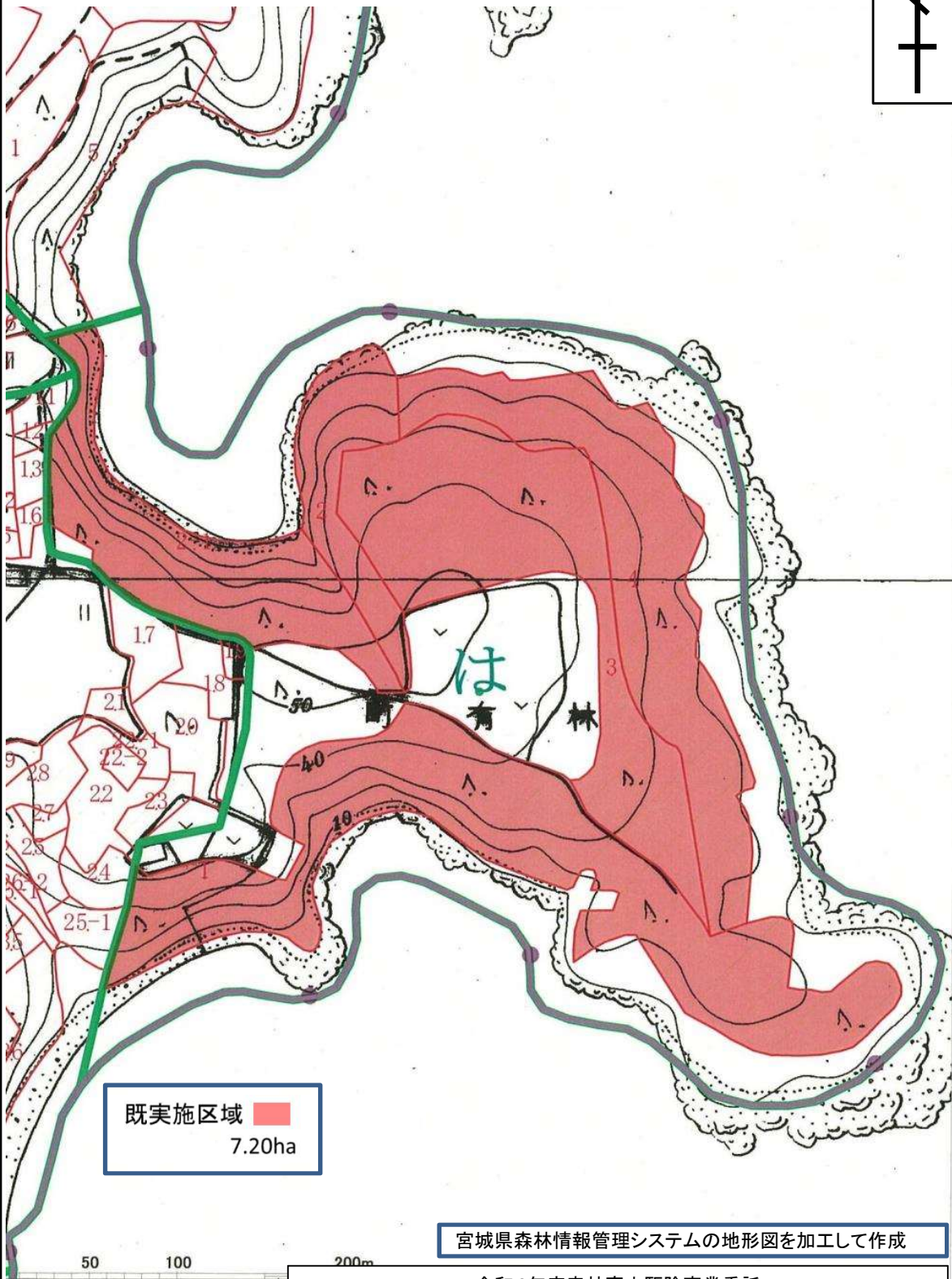


令和4年度森林害虫駆除事業委託

区域図5 巨釜地区

工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町中地内		

# 施業位置図(箇所6 半造地区)



既実施区域 ■  
7.20ha

宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和4年度森林害虫駆除事業委託

区域図6 半造地区

工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町小長根地内		